

表現の自由の「冬の時代」

共通番号法や特定秘密保護法など着々と情報統制を進める安倍政権。

自分たちにとって都合の悪い情報を隠蔽する一方、私たち市民の情報は管理しようとする意図は明らかだ。だが、それを打開する可能性は残されている――。

田島泰彦

たじま やすひこ・上智大学教授

2012年、総選挙を経て自公政権が復活し、第二次安倍晋三内閣が発足した。この下で、表現やメディアに対する規制をめぐりどのような事態が進むのか。結論を先取りすると、「表現の自由の『冬の時代』」が到来しかねないことが危惧される。

まず何よりも想起しなければならぬことは、個人情報保護法や人権擁護法案（廃案）などメディア規制3法をはじめ、有事法制などの軍事情報統制も含め、90年代末以降大掛かりに進められた表現・メディア規制のレールを敷き、推進したのはほかならぬかつての自公政権そのものであったという事実である。自公政権の復活は、同時に自公流の表現規制、情報統制の復活に他ならず、さまざまな規制措置が矢継ぎ早に、推し進められるのは必至だ。

その点で、民主党政権が犯したことの責任は重大である。民主党政権は、情報公開法の改正に取り組もうとしたものの、コンピュータ監視法を東日本大震災後に成立させただけでなく、共通番号（マイナンバー）法案や秘密保全の法制化を推進し、言論の自由を脅かす人権委員会設置法案も国会に上程するなど、かつての自公政権による表現・メディア規制に勝るとも劣らない「新たな表現規制」と

も称される動きを進め、情報統制に向かつてひた走るようになった。民主党政権のもとでのこのような提案は、自公が進めようとする方向と重なり合うものばかりで、復活した自公政権のもとでそのまま引き継がれつつある。いわば、民主党政権が規制のお膳立てを用意し、復活した自公政権がこれを仕上げるという醜悪なシナリオだ。

「お上」の立場から 情報をコントロール

2013年はこの国の言論と情報にとって画期的な年だった。共通番号法がその年の前半に、特定秘密保護法がその後半に相次いで成立し、政府による情報の統制・コントロールの両輪が整えられたからである。これを受けて、この国の言論と情報への規制はどういう方向に向かっていくのか。

安倍政権が狙うのは個別的、部分的な表現規制や情報統制措置ではなく、この国の言論を含む情報を、「お上」の立場から、全面的、包括的に統制・コントロールしようとするのである。国家秘密に即して表現規制を含め情報の秘匿、禁圧を幅広く進める提案が特定秘密保護法であり、マイナンバーを付して税と社会保障をはじめとする広範な情報をコンピュータで国家管理する共通番号法の制定は、

市民に関する情報の収集、管理利用という情報の統制とコントロールのもう一つの側面を示している。このように、情報の統制・コントロールとは、一方で国民が知るべき情報は秘匿、禁圧し、他方で踏み込んでほならない市民情報を過剰に管理する手法に他ならない。

こうした情報統制の基盤的制度化を踏まえて、今後いくつかの方向での進展が確認できる。一つは、表現規制の一層の推進である。まずは「青少年保護」の名のもとに児童ポルノ法改正と青少年健全育成基本法の制定が目指されることになる。また、民主党政権下で国会に上程された人権侵害救済機関を新たに設置する人権委員会設置法案と人権擁護委員法一部改正案も今後検討される余地がないとはいえない。

もう一つの方向は、市民に対する情報監視の強化である。まず先行しているのは、現在法制審議会に準備されている盗聴法改正の動きである。ここでは、盗聴対象犯罪の拡大が提案されているだけでなく、電話以外の会話盗聴の合法化も検討課題にあげられている。また、自民党や政府の内部には電子メールの通信履歴の保存を法的に義務付ける提案も示されている。さらに、情報の統制とコントロール



U-20(アンダートゥエンティ)の活動も活発だ。既存の市民運動とどのように連携していくかが今後のカギになる。(2014年1月26日、東京・渋谷にて、撮影/渡部睦美)

ルを強める企ては、立法のレベルにとどまらず、憲法の改正によっても押し進められようとしている。その典型は、2012年に公表された自民党の憲法改正草案であり、そのなかで、表現の自由については「公益及び公の秩序」を害する目的での活動や結社が禁止される

ことが示されている。加えて、^{まゐいかつと}榊井勝人NHK新会長の発言問題でも明らかに変わったように、情報の統制とコントロールの重要なターゲットの一つとして、政権によるNHK支配が進みつつある。かつての番組改変での安倍氏を含む与党政治家の外部からの

圧力、介入という構図を超えて、NHKトップの経営委員会と会長ポストをおさえるべく人的、組織的な送り込みを図り、権力に迎合する世論作りを企てる安倍政権の露骨な戦略だ。

秘密保護法廃止に向けて 幅広い協力が必要

先に見た特定秘密保護法は、民主主義を支える知る権利と取材・表現の自由を乱暴に規制し、侵害する法律で、中身がやや異なるもの、かつての治安維持法に勝るとも劣らない希代の悪法に他ならない。昨年末の国会審議で明らかになったのは、小手先の「修正」、たとえば、監視機関をどうするかなどという提案では法律の危険性は何ら変わらないということだ。というのは、監視機関を含むあれこれの「修正」では、行政機関がその一存で秘密を指定し、それを漏らしたり、取得したり、(共謀、教唆、扇動で)働きかけたりすると重罰に処すという枠組みは、全く手付かずのままだからである。

政府が提案している「第三者機関」なるものは大方が行政内部に置かれるもので、独立性や公正さは担保されていないし、秘密指定そのものに踏み込むものでもない。

特定秘密保護法は、安倍政権において、成立した国家安全保障会

議の設置や「解釈改憲」で押し切ろうとする集団的自衛権行使の容認、さらには憲法「改正」で創設を目指す国防軍の保持など、一連の軍事大国化、あるいは日米の軍事一体化という枠組みの中に位置づけられ、密接にリンクしている課題である。集団的自衛権、改憲の問題とも関わらせて、平和と民主主義を求める共同の取り組みを進めるなかで、安倍政権を包囲し、特定秘密保護法を廃止させることは可能である。ひとたび制定された重大な法律を廃止に追い込む経験は私たちの社会はまだ共有できていないが、挑戦に値する課題であり、その条件も十分に備わっている。

この間、市民、弁護士、研究者、ジャーナリストなど、さまざまな活動に取り組んできた人たちの間で、急速に秘密保護法反対の声が高まった。注目すべきは、党派や利害を超えて、この法律に反対という一点で幅広い共同、協力、連帯の取り組みが私たちの社会にできたことである。これは大きな成果であり、この運動を基に、それを踏まえて、次のステップの取り組みができると感じる。

安倍政権による情報統制を許さず、情報の自由と権利を獲得、確立することを通して、情報を市民に取り戻すことが求められている。